

アーチェリー競技実施要領（身体）

1. 競技規則

平成31年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（（公財）日本障がい者スポーツ協会制定）及び全日本アーチェリー連盟競技規則（（公社）全日本アーチェリー連盟制定）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技方法

（1）競技種目は男女とも次のとおりとする。

ア 50m・30mラウンド（50m・30m）

イ 30mダブルラウンド（30m・30m）

（2）部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。

（3）1的2名（A・B）の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。

（4）行射時間は3射2分以内とする。

（5）看的・矢取りが困難な選手は、主管競技団体に委任することができる。

（6）いす使用は、競技上有利にならなければ認めない。ただし、いすは背もたれ肘掛など体を支える構造があってはいけない。

（7）車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。

（8）障害区分1（第8頸髄まで残存）の選手はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補装具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。

また、身体的機能の補助を目的とした補装具（引き手・押し手・体幹）を審判長の承認を得て使用することができる。

3. 用具

弓矢具及び防具は、出場選手が用意して参加すること。

4. 服装等

（1）競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。

（2）番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを審判員が確認できるよう背部又は車いすの背もたれに付けること。

5. その他

（1）30mの標的競技の経験者以外は危険なので出場できない。

（2）競技会場においては、競技中のみならず係員の指示に従うこと。